私立学校修学旅行キャンセル料等支援費補助　Ｑ＆Ａ

１　対象となる修学旅行の実施時期は具体的にいつか。

令和２年４月１日～令和３年３月31日までの間に実施を予定していた修学旅行が対象になります。

２　対象期間中の修学旅行ではあるが、今回の補助金交付要綱が発出される前の修学旅行は対象となるのか。

修学旅行の中止又は延期を決定した日は、補助要件には含まれないため、対象期間中の修学旅行であれば、学校の事業が成立する前に中止又は延期を決定した場合も補助の対象になります。ただし、修学旅行の中止又は延期の理由が新型コロナウイルス感染症に関係するものではない場合は、補助の対象外になります。

３　対象となる修学旅行は具体的に何を指すのか。研修旅行や遠足などは含まれるのか。

学習指導要領の特別活動に位置づけられており、原則として学校、学年もしくは学級全員が参加し、かつ宿泊を伴うものが対象になります。また、修学旅行とは異なる名称で上記と同様の位置づけで実施している宿泊学習も補助対象になります。ただし、教育課程外の研修旅行や宿泊を伴わない遠足などは、対象外になります。

４　保護者が支払ったキャンセル料等は補助の対象にならないのか。

既に保護者が支払っていた場合においても補助対象になりますが、その場合、各学校設置者から、保護者に当該キャンセル料等を支出することが条件になります。

５　保護者の経済的負担軽減を図るために、学校設置者において、保護者の代わりにキャンセル料等を負担している場合は、補助の対象になるか。

学校設置者が保護者の代わりに支出した場合においても補助対象になります。

６　この補助金の執行はどのように行われるのか。

県から各学校設置者に直接補助します。

７　執行のスケジュールはどのようになっているのか。

予定としては、以下のとおり考えております。

12月下旬：内示額の通知

１月上旬：交付申請書〆切

１月中旬：交付決定

　※　修学旅行の中止が未決定の学校においては、キャンセル料等が確定した後に随時申請を受け付ける予定です。ただし、年度内に実績報告ができない場合には補助を受けることができません。

８　この補助金は、旅行事業者に直接支出されるのか。

本事業の補助事業者は学校設置者となります。そのため、県から旅行事業者に対し、支出することはできません。

９　教師等の引率者に係るキャンセル料等は対象になるか。

本事業は、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的にしていることから、教師等の引率者に係るキャンセル料等は補助の対象外になります。

10　いつまでに旅行事業者等から請求されたキャンセル料等が対象になるか。

交付申請時に、旅行事業者等から請求された内容が確認できる書類を提出してもらうことから、交付申請時前までに請求されたものが対象になります。

11　修学旅行の延期又は中止に伴うキャンセル料だけでなく、その他の費用も補助の対象になるか。

修学旅行の延期又は中止に伴うその他の費用も補助の対象になります。

12　修学旅行を延期又は中止し、行き先を変更した場合に発生する支払費用についても補助の対象になるか。

延期とは、行き先を変更せず日程のみを変更する場合を想定しています。

行き先を変更する場合は、当初の修学旅行を中止し、新たな修学旅行を設定するものと解されるため、当初の修学旅行で発生する費用ではないことから対象とはなりません。

ただし、行き先を変更して新たに計画した修学旅行が中止となった場合は、その変更した修学旅行のキャンセル料等は対象となります。

13　具体的にどのような経費が補助対象になるか。

①修学旅行開始前

修学旅行の中止や延期により発生する諸費用（旅行契約の解除期日に応じた旅行の企画料を含むキャンセル料、手数料及び取り消しができず発生したチケット代等の実費相当額）を対象とします。

②修学旅行開始後

　実施要領に定める算定式により計算した額を対象とします。

なお、旅行キャンセル保険料など中止や延期により発生する費用でないものについては、補助の対象外になります。

14　交付申請書の提出締切後にキャンセル料等を請求された場合は、どうなるか。

補助の対象外になります。

15　事業計画書の修学旅行先はどこまで記載すればよいか。

国内の場合は、都道府県名まで記載ください。市町村名までは不要です。海外の場合は、国又は地域名まで記載ください。

16　旅行開始後に中止すれば、どんな理由でも補助対象となるのか。

旅行開始後、新型コロナウイルスを原因とした中止が対象となります。それ以外の理由の中止は対象になりません。

新型コロナウイルスを原因とした中止の例としては、

・生徒又は教職員が新型コロナウイルスに旅行中に感染したことがわかった場合

・旅行先において、新型コロナウイルスがまん延していることから、移動規制がかかった場合

17　具体的に中止したとするのは、いつ時点になるのか。

学校において、中止を決定した時点とします。中止を決定した記録を残してください。

18　延期した旅行が中止になった場合は補助対象となるのか。

新型コロナウイルスが要因であれば、補助対象とします。

19　保護者や生徒の判断により不参加とした場合は補助対象となるのか。

感染リスクの懸念から、児童生徒の基礎疾患や障がいの状態・特性等を考慮して、医師や校長が不参加とすることが適当であると認める場合は、補助対象としますが、保護者や生徒の判断により個別に不参加としたものは補助対象となりません。